

技術シーズ売込強化フォローアップ業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和6年5月1日

公益財団法人ふくい産業支援センター理事長 東村 健治

1 業務概要

(1) 業務名

技術シーズ売込強化フォローアップ業務

(2) 業務目的

福井県内企業の技術を県外の大手企業へ売り込む技術交流会を契機として、共同研究や取引の増加につなげるため、県内企業に向けた情報収集および助言、相談対応等のフォローアップを行うことにより、県内企業の技術シーズと大手企業の開発ニーズのマッチングを促進する。

(3) 業務内容

別紙 仕様書による。

(4) 契約期間 令和7年3月10日（月）

<スケジュール>

令和6年5月 1日（水）	企画提案公募開始
5月16日（木）	応募登録締切
5月24日（金） 12：00	企画提案公募締切
5月30日（木）	審査会
5月下旬～	事業者契約、業務開始

(5) 成果品

- ・実績報告書、収支決算書
 - ・本業務において作成、使用した資料等
 - ・その他ふくい産業支援センターと受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
- ※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。ただし、後段3（3）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、福井県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。 → <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 国税または地方税を滞納していない者であること

3 手続き等

(1) 業務担当課

〒910-0102 福井県福井市川合鷺塚町61字北稲田10

ふくい産業支援センターオープンイノベーション推進部技術経営推進室 担当：元山、蓑輪

電話 0776-55-1555

E-mail h.motoyama@fisc.jp

(2) 説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(3) 応募登録票の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり理事長に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

応募登録票（様式1）に次の書類を添付し、提出すること

ア 企画提案参加資格誓約書（様式1の別紙1）

イ 競争入札参加資格通知書の写し

※競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

ウ 納税確認（証明書）書（写し）（3か月以内に取得したもの）

・消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3の3）（税務署）

②提出期限

令和6年5月16日（木）17時15分

③受付時間

令和6年5月1日（水）から同年5月16日（木）の8時30分から17時15分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（1）まで持参または配達証明付き郵便にて提出すること。

（郵送の場合であっても、提出期限までの到達が必須）

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和6年5月20日（月）までに行い、書面により申請者に通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

・様式2 1部

・次のア～エの内容を盛り込んだ企画提案書6部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記１（３）に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・ 県内企業に向けた指導・助言や相談対応等の実施方法、計画
- ・ 県外大手企業に関する情報収集・分析の実施方法
- ・ 過去の企業分析およびコンサルティングの実績
- ・ 業務実施に関する人員体制（人数、専門分野）

イ 企画提案者の概要等（企画提案者の概要、組織、取扱業務、担当者の氏名および連絡先）

ウ 同規模の支援事業を実施したことがある場合はその実績

エ 参考見積（概算）

②提出期限

令和６年５月２４日（金）１２時００分

③受付時間

令和６年５月１日（水）から同年５月２４日（金）の８時３０分から１７時１５分まで

（※５月２４日は１２時００分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。

④提出方法

上記（１）まで持参または配達証明付き郵便にて提出すること。

（郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須）。

なお、提出された書類は返却しない。

（５）質問

本企画公募に関し質問がある場合には、質問票（様式３）に記載の上、上記（１）までメールにて送付すること

① 受付期間

令和６年５月１日（水）から同年５月２２日（水）の８時３０分から１７時１５分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日を除く。

②質問に関する回答

メールで回答する。

４ 契約方法等

次の手順による。

（１）提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和６年５月３０日に実施予定。日程、場所は別途通知する。

（２）ふくい産業支援センターは企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で契約予定者を決定する。

評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

- ① 業務の目的・趣旨の理解
- ② フォローアップの内容、計画
- ③ 過去の企業分析およびコンサルティングの実績
- ④ 業務実施に関する人員体制（人数、専門分野）
- ⑤ 実施スケジュールおよび実施体制、経費

（３）審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

（４）契約予定者は、ふくい産業支援センターが指定する期日までに正式な見積書を提出する。

(5) 見積書の内容を精査の上、ふくい産業支援センターと契約者との随意契約により契約を締結する。

5 契約金額の上限

契約金額の上限は2, 739千円（消費税込）とする。

6 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、ふくい産業支援センターとの契約関係を生じるものではない。